

新規事業

道路等占用許可基準緩和の緊急措置を活用した テラス営業を支援します！

～ 都内中小飲食事業者向けテラス営業支援 ～

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を対象に、地方公共団体又は地方公共団体が支援する団体が取り組む道路等の占用許可基準緩和の緊急措置を活用した臨時的なテラス営業等を支援する「飲食事業者向けテラス営業支援事業」を実施します。

本事業では、都内飲食事業者が占用許可エリアで行う臨時的なテラス営業等に使用する仮設施設に係る経費の一部を助成します。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

新規事業

- (1) 助成対象：道路や都立公園など占用許可基準緩和の緊急措置を利用してテラス営業等を行う、**都内中小企業者(含個人事業者)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)のうち、食品関係営業許可を有する者**
- (2) 助成内容： 占用許可で認められたテラス営業等に使用する**仮設施設(イス、テーブル等)を新たに調達する経費**
- ・助成限度額： 10万円 ※申請下限額1万円
 - ・助成率： 助成対象経費の**3分の2以内**
 - ・助成対象期間： **令和2年6月5日(金)から同年12月31日(木)まで**
但し、占用許可で認められた期間内のテラス営業等で、かつ上記期間内に契約から支払いまで完了していることが必要です
- (3) 受付期間： **令和2年8月3日(月)から同年10月31日(土)まで** (消印有効)
※上記の受付期間中でも、予算額に達した時点で締め切ります
- (4) 申請方法： ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード
詳細は令和2年8月3日公社HP掲載予定の募集要項をご覧ください
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>
②募集要項をご覧いただき、占用許可書等の写しを用意の上、申請書を作成
③申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付
- <書類送付先>**
〒101-8780 日本郵政株式会社 神田郵便局留
公益財団法人東京都中小企業振興公社 テラス営業支援事業 事務局
- (5) 問い合わせ先： 電話 03-3251-7866
受付時間 平日 9時00分～16時30分



問い合わせ先 (事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課 佐藤、齋藤
電話 03-5320-4780
(助成金に関すること) 公益財団法人東京都中小企業振興公社企画管理部助成課
影山、安井
電話 03-3251-7866